

令和8年川南町教育委員会第8回定例会会議録

1 日 時 令和8年8月27日（木）午前9時30分～午前10時40分

2 会 場 川南町生涯学習センター2階委員会室

3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、栗山栄子委員、
日高美枝子委員、染川龍子委員

4 欠席委員

5 関係職員 川崎紀朗課長、島崎博英教育対策監、橋口実課長補佐

6 議 事

○教育長

ただ今から令和8年川南町教育委員会第8回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより栗山栄子委員を指名します。

○栗山委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。8月の報告事項でございます。主なものを報告します。5日に、元気っ子夏休みキャンプを実施しております。7日には、トロントロン夜市のパレードと夜間補導が予定されていましたが、悪天候のため中止となりました。19日から27日までが小学校再編の住民説明会を実施しております。6会場のうち5会場は終了しました。25日に中学校教職員のワークショップを開催しました。同日の夜には、家庭教育学級の合同研修会を開催しました。本日27日から2学期がスタートしました。29日土曜日は、トロントロン花火大会オープニングセレモニー及び夜間補導に参加する予定です。30日は、高鍋神楽が国の指定を受けたいということで、記念公演・祝賀会が開催される予定となっています。9月の予定となります。4日から町議会の9月定例会が開会します。27日には、かわみなみ秋のコンサートが予定されています。本年度は、川南町文化ホールが使用できないため、高鍋町中央公民館で行われます。私からは以上です。次に、課長お願いします。

○課長

町議会9月定例会についてであります。9月4日（金）開会です。

まず（1）の条例等の議案について、川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正については、今年度末をもって町文化ホール図書館複合施設の指定管理契約が満了するため公募を行う予定にしていたが、現在文化ホール特定天井改修の検討を行うための施設の耐力度調査を行っている最中であり、未だに文化ホー

ルの舞台とホールの再開目途が立っておらず、新たな指定管理事業者の公募の仕様を固めることができず、公募することが困難になってきたため、今回のケースにおいて公募によらない候補者選定ができるよう条例改正を行うものです。

次に、2ページから3ページにまたがりますが、(2)の補正予算の議案について、アの歳入については、小学校給食費無償化に係る県補助金3,798万円です。

イの歳出の主なものについては、川南小と通山小に係るトイレ改修工事設計業務委託料327万8千円、国光原中プール施設修繕増加に伴う中学校施設修繕料200万円、国立能楽堂公演分追加に係る高鍋神楽保存会負担金50万円であります。

また、ここには記載がありませんが、教育委員の任命(椎木委員)の同意1件があります。以上であります。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

私の方から、令和8年度 全国学力・学習状況調査に係る概況について報告いたします。

本調査の結果の考察と今後に向けての町教委の取組についてまとめたものを説明いたします。

結果の考察として、3点お示しします。まず、教科に関する調査は、小中学校ともすべての教科で県平均を下回っております。特に、小学校は過去2年と比べても、その差が広がっております。

次に、質問調査においても、県平均と比べて低い状況であり、特に授業に関する質問項目が低いという結果から、「授業改善」という点で課題があることが考えられます。

最後に、中学校は、現3年生が小学6年生だった令和5年度の結果と比べ、教科に関する調査では県平均との差が縮まっております。これは、学校の取組が成果として表れているものと考えられます。

考察を踏まえ、今後町としてどのような取組を進めていくのかということについて、同じく3点お示しします。

まず、既にお願ひしておりますが、各学校において結果の分析を進めてもらうとともに、課題の洗い出しや今後の具体的方策を検討してもらっております。

次に、町教委として、県や文部科学省が出している取組等を研究し、具体的な取組を各学校へ周知を図ってまいります。

最後に、2学期以降、対策監や指導主事で学校を訪問し、特に小5、中2の授業等について助言を行うなど、支援をしてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○日高委員

小学校再編住民説明会の各会場の出席状況を教えてください。

○教育長

西地区は2名プラス地区外の方が1名、山本地区が0名、通山地区が4名プラス地区外1名、東地区が0名、多賀地区が15名プラス地区外1名でした。本日が中央地区になります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○椎木委員

9月議会にトイレ改修の設計委託料を計上するということですが、各校の改修数と施工時期が分かれば教えてください。

○課長

川南小学校を28カ所、通山小学校を12カ所計画しています。施工時期は令和9年度の夏休みを予定しています。工事のできる期間が限られていますので、資材の調達等を考えると今年度の早い内に設計を完了させ、工事の発注をしたいと考えております。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます

す。

報告第１号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第４条第１項の規定により専決処分しました。専決第１号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の退職について」を同条第２項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第１号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第２項第４号の規定により、川南町教育委員会会計年度任用職員の退職の承認を求めるものです。内容は、記載のとおりとなります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第１号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第１号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第５報告第２号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第2号及び第3号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第2号及び第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、職員の任用及び復職について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求

めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第4号及び第5号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の任用について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号及び第5号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、川南町教育委員会会計年度任用職員の任用の承認を求めるものです。内容は、記載のとおりとなります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

この方は、部活動指導員となっていますが、競技は何ですか。

○課長補佐

吹奏楽部になります。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りしま

す。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、議案第1号「川南町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町放課後児童健全育成事業実施要綱において、入会申請を電子化できるようにすることと合わせて、押印を必要としていた各手続を押印不要とする様式の改正を行うことにより利用者の利便性の向上を図るものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第8、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長補佐

お配りしております就学援助費（準要保護）認定者について御説明します。就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費など、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度です。就学援助の認定には、「要保護」と「準要保護」があります。要保護については、5月の定例会において認定者一覧をお示ししましたので、今回は省略しております。準要保護の認定は、世帯の所得状況を基本として、児童扶養手当の受給状況など、一定の基準に該当する場合が対象となります。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、9月24日としてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、9月24日木曜日に行うことと決定しました。これで、令和8年第8回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和8年9月24日

川南町教育委員会 教育長 平野 博康

川南町教育委員会 教育委員 栗山 栄子